

## 承認第 3 号

### 専決処分事項の承認について

和解に係る損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 29 年 11 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 専決処分について

下記のとおり和解に係る損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

平成 29 年 10 月 23 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

### 記

相手方	_____
損害賠償の額	1, 127, 196 円
事故の概要	平成 29 年 7 月 28 日午後 0 時 37 分頃、和歌山市岡山丁 40 番地付近の道路(片側 2 車線)の左車線を走行中、前方交差点において数台の車が左折のために停止していたことから、これを避けるため車線を変更して交差点に進入したところ、相手方の車両が緊急走行中の救急車を通過させるために交差点内で停止しており、ブレーキを踏んだが間に合わず追突し、相手方の車両が破損した。